



related to any actual or alleged:(i)breach of Contractor's representations, warranties or covenants hereunder;(ii)unauthorized use by Contractor of the Owner's property;(iii)non-compliance by Contractor with any applicable laws or regulations; or(iv)defects and/or inherent dangers in the Products or the use thereof.

#### 甲訳

コントラクターは、現実又は申立上の(i)本契約に基づくコントラクターの表明、保証又は誓約の違反；(ii)コントラクターによるオーナー財産の不正使用；(iii)適用法規のコントラクターによる未遵守；又は(iv)本対象製品又はその使用における欠陥及び／又は固有の危険から生ずるかこれらに関連してオーナー被補償側当事者のいずれかの者を相手取って提起された第三者請求又は訴訟に関連してオーナー被補償側当事者のいずれかの者が被った全ての弁護士報酬を含むがこれに限定されないあらゆる責任、損害、費用及び経費から、オーナー、オーナーに権利許諾を行った第三者、それぞれの関連会社並びにそれぞれの役員、取締役、従業員、コンサルタント及び代理人（「オーナー被補償側当事者」）を免責し、これらに対して補償し、かつこれらを防御するものとする。

Indemnity条項はあらゆる契約条項のなかで外見上最も文章構造が複雑で、かつ重要な要素が山盛りになっている条項である。枝葉があまりにも多くて幹がなかなかみつからない。ただその幹の構造は意外と簡単で、基本的には「AはBからCを防御、免責し、これに対して補償する」ということに過ぎない。枝葉が幹の邪魔にならないように工夫すれば、日本語に訳してもなんとかその意味を追うことができる。

**甲訳**は、学校英語的に律儀にこの条項を訳した場合にどうなるかを極端な形で示した。ここには多くの問題が顕在化している。1つは翻訳により必然的に文章構造がひっくりかえるため、「オーナー被補償側当事者」という定義設定が最後にくることだ。にもかかわらず、文章の中頃から「オーナー被補償側当事者」という定義語が何の前触れもなく登場する。次に(i)から(iv)までの項目が早くも冒頭に

置かれ、かつそれが長く続くので、主語の「コントラクター」と述語の「免責する云々」があまりに離れすぎてしまい、何度も繰り返して読まなければ全体構造が把握できない。加えて“including, without limitation,”で始まる枝葉に相当する挿入部分が、あたかも幹の一部のような印象を与えるので、誤った方向に読解が誘導されるおそれがある。

#### 乙訳

コントラクターは、オーナー及びオーナーに権利許諾を行った第三者、並びにそれぞれの関連会社、並びにそれぞれの役員、取締役、従業員、コンサルタント及び代理人（「オーナー被補償側当事者」）について、次の各号（現実のものか申立上のものかを問わない）のいずれかから生ずるかこれらに関連してオーナー被補償側当事者のいずれかの者を相手取って提起された第三者請求又は訴訟につき、これらに関連してオーナー被補償側当事者のいずれかの者が被ったあらゆる責任、損害、費用及び経費（全ての弁護士報酬を含むがこれに限定されない）からオーナー被補償側当事者を免責し、これらに対して補償し、かつこれらを防御するものとする：(i)本契約に基づくコントラクターの表明、保証又は誓約の違反；(ii)コントラクターによるオーナー財産の不正使用；(iii)適用法規のコントラクターによる未遵守；又は(iv)本対象製品又はその使用における欠陥及び／又は固有の危険。

この**乙訳**ですら、日本の通常の契約や法令ではみないほど複雑であり、決して読みやすいとは言えない。日本語ではあまり使わないコロンのセミコロンを温存しているし、「及び」と「並びに」、「又は」と「若しくは」の使い分けも追いつかないほどだ。しかし原文に盛り込まれた個々の大事な要素を切り捨てるわけにはいかない。もともと複雑な文章であることは仕方がないので、必要な構成要素を削ることなく、わかりやすい日本語に仕立て直そうとした努力の結果としてみただければと思う（なお、**例題 1b**ですら、実際の条文からかなり枝と葉を切り落とした細身のものであることを指摘させていただく）。

## 翻訳スキル向上のためのおすすめ英文書籍4選

翻訳業務は、通常、翻訳先の言語に精通した者が担当すると思われます。しかしながら、法務翻訳を担当するためには、両方の言語を扱えることに加えて、法律用語や社内ルールを理解することが必要です。そのため、必然的に条件を満たす担当者が限られ、法務担当の日本人が英文書を作成することもあり得ます。もしあなたが突然法務翻訳を担当することになり、実績のある担当者に相談したり、信頼できる専門家に外注できる状況になかった場合、社内の資料や書籍を参考にしながら作業を進めることになると思います。そこで、当コラムでは、法務翻訳（特に日本語から英語への翻訳）が未経験という方が参考にできる書籍を紹介します。単語や技術を学ぶだけでなく、英語の法務文書のイメージを掴めるよう、すべて英語の書籍をピックアップしました。

### 「Black's Law Dictionary」

ご存知の方も多いと思いますが、アメリカ版「法律用語辞典」で、裁判所にも引用される信頼性の高い書物です。法律用語の意味・用法などに迷った際、ここまで戻って確認すれば、詳細な記述が見つかります。なお、単に対訳を調べるだけでしたら、法務省が公開する日本法令外国語訳データベースも有用です。

### 「Legal Reasoning, Research, and Writing for International Graduate Students」

主にアメリカのロースクール生向けに、米国法の概要や弁護士として働く際のさまざまなスキルを教える本です。ロースクールの授業では、法律や判例の読み方、リサーチ方法などを教わりますが、この本ではもう少し踏み込んで、事案メモや意見書、契約書の書き方などさまざまな文書について、サンプルも交えて解説しています。これから英語での法律業務を担当される方には一読の価値があるものと思います。

### 「Contract Drafting and Negotiation for Entrepreneurs and Business Professionals」

契約に特化した本で、契約書の書き方や交渉の進め方について触れられています。一般的な条項については、複数の具体例をあげてそれぞれの違いを解説している点や、よくある間違いなどについても触れられている点が参考になります。

### 「The Elements of Style」

法務翻訳からは離れますが、文章の書き方、英語のルールについて丁寧に解説しており、ボリュームも抑えめです。それほど英文を書き慣れていない方は、まずはこの本から読んでみても良いかもしれません。

法務翻訳の技術を磨くためには、何よりも経験がものをいいます。もっとも、これから法務翻訳を始める方が、急に大量の翻訳を担当することは難しいでしょうし、法務翻訳の実力のある人にチェックしていただける環境で働いている方も少ないと思います。今回紹介した書籍が、そういった方が法務翻訳の技術を磨く助けになれば幸いです。

国内の法科大学院卒業後、2014年から外資系小売会社に勤務。同社勤務中に米国法科大学院の通信コースを卒業し、18年ワシントン州司法試験合格。外資系企業法務部 法執行渉外統括。

流通業大手  
法務部員

## II 英語表現を意味なく丸めない

### 例題 2

The Owner may terminate this Agreement with immediate effect and without prior recourse to any judicial authority, by giving written notice to the Contractor, in the event that the Contractor assigns or attempts to assign this Agreement without the Owner's prior written consent.

### 甲訳

コントラクターがオーナーの事前書面同意を得ることなく本契約を譲渡した場合、オーナーは、コントラクターに対して書面通知をなすことで、司法当局への事前提訴を何ら要することなく、直ちに本契約を解除できるものとする。

無断で契約を譲渡した場合、相手側は契約を即時解除できるというよくある条項である。しかし英語原文を細かくみると、オーナーが契約を解除できるのは、実際にコントラクターが譲渡を行った場合だけでなく、その譲渡を試みた場合も含まれる。この区別は実は法律的にはかなり大事である。日本語契約ではこのような「試み」の場合についてもあえて書き出して契約解除事由とすることは稀である。そのため、上記のように「行為」とその「試み」を丸めてしまう訳をよくみかける。実際の法律行為に至らなくても、それを試みるだけで相手方は契約解除権を持つ、という大事なポイントが落ちてしまうので、気をつけるべきであろう。

### 乙訳

コントラクターがオーナーの事前書面同意を得ることなく本契約を譲渡するか、当該譲渡を試みた場合、オーナーは、コントラクターに対して書面通知をなすことで、司法当局への事前提訴を何ら要することなく、直ちに本契約を解除できるものとする。

## III 英語原文のミスやあいまいさの処理

英文契約書はほとんどの場合、英語ネイティブの弁護士が作成しており、大手企業や大手法律事務所の契約書は完成度が高い。とはいえ、ミスがまったくないわけでもない。筆者が遭遇した例をあげると、ie. と eg. の取り違い（驚くほどよくある）、of と if の単純なタイプミス（ワードのスペルチェック機能ではひっかからない）、逆に正しくタイプした“tortious”をスペルチェック機能がタイプミスと判断し勝手に“tortuous”に「修正」してドラフト作成者本人がそれに気づかない、などのケースがある（最後のケースは昔のことで、現在ではちゃんと“tortious”を正しい単語として認識しているようだ）。これらのミスは、気づいた場合依頼元に指摘すればよいだけなので、あまり悩むことはない。

似ているようで異なり、悩みの種にもなるのが、英語原文のあいまいさだ。誌面の都合があるので1つだけ“and/or”を例に取り上げる。

これは機械的に「及び／又は」と訳すことが多く、これはすでに広く受け入れられているように見受けられる。一方、このような日本語表記は本来存在しないので認められない、その都度正しい日本語に直すべき、と主張する翻訳者もいる。

しかし、“and/or”という英語表現自体、そもそもアメリカの法曹界でもあいまいであり避けるべき、とされている<sup>1</sup>。このような提言は何十年も前からなされているが、筆者がここ数十年観察する限り、“and/or”の勢いが衰える気配はない。忙しい弁護士にとってはそれだけ便利な表現なのだろう。とはいえ上記のような提言がなされている事情もあり、後日そのあいまいさが訴訟で争われる可能性は否定できない。その時、日本語訳が「及び」や「又は」などのあいまいさのない表現に

<sup>1</sup> Bryan A. Garner 『A Dictionary of Modern Legal Usage (Second Edition)』 (Oxford University Press, 1995) 56頁。



「改善」されていたら、別の問題になりかねない。

契約書を作成したり、契約交渉をしたことがある人であれば経験されていると思うが、契約書というのはかなりあいまいな部分があり、その多くは交渉時の妥協の産物だったり、一方当事者の密かな仕掛けだったりする。つまり契約書というのは本来「地雷」が結構埋まっているものなのだ。契約書を翻訳する際は、「地雷」に気づき、できるだけ「地雷」のまま翻訳することが法務リスク管理上望ましいとも言える（ただし状況によっては翻訳依頼元にその旨を伝える必要はあろう）。

## IV とはいえ、訳文をできるだけわかりやすくする努力は必要

### 例題3

It is understood and agreed that this Agreement contains the entire and only understanding between the Parties relating to the subject matter hereof and that any representation, promise, or condition not contained herein shall not be binding on either Party.

#### 甲訳

本契約は、本契約の主題に関する両当事者間の完全かつ唯一の理解を含んでいること、及び本契約に含まれない表明、約束又は条件はいずれの当事者も拘束しないことが理解され、かつ同意される。

この条項は受動態で書かれており、かつ主語がない。能動態で書くこと、そして必ず主語を明記して不明確さを残さないことを旨とする英文契約書では珍しいことである。しかし“understood and agreed”で始まるこの文章構造は英文契約書では多用されており、とても好まれている。ただ、受動態と無主語からなるこの構文は日本語で再現するとかなりの違和感を覚えるものだ。通常、日本語契約ではこのような表現はしないからである。主語が両当事者であることは明確であるから、むしろ主語を立てて能動態に変え、無駄な違

和感を排除したほうがよいであろう。

#### 乙訳

両当事者は、本契約がその主題に関する両当事者間の完全かつ唯一の理解を含んでいること、及び本契約に含まれない表明、約束又は条件はいずれの当事者も拘束しないことを理解しかつこれに同意する。

## V 修飾の順番を入れ替える

### 例題4a

Under no circumstance shall the Seller be liable for the non-conformity in the land or common use space of the building.

#### 甲訳

売主は、土地又は建物の共用部分の契約不適合については一切責任を負わないものとする。

英語原文を漫然と訳すと甲訳のようになる。この日本語を普通に解釈すると、「土地又は建物」両方の共用部分について、売主はその不適合に責任を負わない、となる。しかし英語原文では、common use space は建物に限定されていて、そこにあいまいさはない。翻訳があいまいさを生む例だ。解決方法はいろいろ考えられるが、一番簡単なのは「土地」と「建物の共用部分」を入れ替えてしまうことだろう。ついでに「建物の」の「の」も削ったほうがあいまいさをより排除できる。

#### 乙訳

売主は、建物共用部分又は土地の契約不適合については一切責任を負わないものとする。

法務リスクを正確に訳し出すためには、英語原文の文章構造、特に構成要素の順序にこだわる必要はないと言える。

### 例題4b

directors and auditors who were elected in the previous year

#### 甲訳

前年に選任された取締役及び監査役

## 情報収集の徹底，My用語リスト作成の手法

### ① 資料，参考書等の情報収集

私が海外の法律事務所に勤務していたころ，日々，さまざまな種類の翻訳作業が求められました。迅速に翻訳作業を進めるために，毎回私が心掛けていたことは，至って普通のことなのですが，翻訳する案件に関連する情報収集です。当然のことですが，これはとても大切な作業で，そのなかにさまざまなヒントが隠されています。そのなかでも，私は特に，過去の案件等で類似するものが翻訳されていないか探し，翻訳されていれば，その内容を日本語と英語，そして中国語で確認するようにしていました。また，私は，担当していた弁護士とミーティングを行い，案件の詳細を確認して大枠を理解してから，翻訳作業を進めていました。翻訳対象文書に関連する分野の参考書を複数読み込んで，その分野の理解を深めることも，翻訳を迅速に進めるために有効でした。なお，参考書については，それぞれ日本語，英語，中国語に翻訳されて出版されているものの内容を比較すると，とてもわかりやすく理解が進みましたし、『英米法辞典』（東京大学出版／田中英夫ほか編），『英文契約書の基礎知識』（ジャパントイムズ／宮野準治・飯泉恵美子）を，とてもよく参照していました。

### ② 自分なりの単語・専門用語のリスト化

いずれにしても，私が日々のルーティーンとして行っていたことは，よく使う単語，フレーズ等はすぐにメモをとり，自分なりのリストを作成するという作業です。ちりも積もれば山となるで，このリストが後々役に立ってきます。日々の翻訳作業のなかで頻繁に出てくる単語・専門用語については，わざわざ調べる必要もなくなりますが，偶にしか出てこないような単語・専門用語については，つい忘れてしまうことがあります。「これ前に見たことあるけど，何だったかな？」というときに，このリストが非常に役に立ちますし，大きな時間短縮になります。また，時間を短縮することで翻訳のクオリティを維持することにつながります。そして，私が翻訳の際に特に心がけていたことは，(a)その文章における主語が何かということ（長い文章では，主語が不明確になりがちですので，できるだけ文章を区切り，明確に短文で翻訳する）(b)極力原文の意図に沿うこと（意訳でなく直訳をすること），(c)繰り返し出てくる単語は常に統一して表現することです。

### ③ 効率的な翻訳作業のために

現在のインハウスでの業務において，①と②で述べてきたこれまでのTipsが，業務効率化につながっていることを実感しています。法律事務所とインハウスの業務では業務の進め方が異なりますが，インハウスでは，このような翻訳作業について，できるだけ時間をかけず効率よく進め，他の業務に残りの時間をあてることが必要な能力だと思います。インハウスで働いていて感じることは，会社のなかでの小さな法律事務所という立ち位置であるということと，社内外に対して提供するものが多いため，契約書等含め関係部署に確認すべき事項が多くあることです。そのなかで，翻訳作業が必要な場面が出てきた際には，できるだけ重要な情報をピックアップして翻訳し，余った時間を他の法務業務に充てるというようなスタイルで業務に当たっています。なお，一言一句翻訳する必要がない場合で，大枠を理解したい場合には，Google翻訳も便利です。

これまでの経験上，行き詰り，わからないときは，とにかく周りの先輩に聞くことが，非常に重要です。幸い，現在私が勤務している会社には私を含め3名の法務部員がいますので，何かわからないことがあればすぐに聞くことができる環境にあります。また，その分野に知見の高い外部弁護士に問い合わせることもでき，さまざまな情報や意見をもらうということも非常に役立っています。

個人情報保護士。福岡大学法学部法律研究科修士。国立台湾大学大学院LL.M卒業後，海外法律事務所に勤務。現在，某エンターテインメント企業の法務部で勤続3年目。

エンターテインメント企業

**法務部員**

